

入札監理小委員会  
第722回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第722回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和6年7月5日（金）14：07～14：50

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議  
○環境省皇居外苑の維持管理業務
3. 閉会

<出席者>

関野主査、梅木副主査、小尾副主査、井熊専門委員、宮崎専門委員

（環境省）

自然環境局 皇居外苑管理事務所 黒川所長  
森川次長  
平井庭園第一科長  
澤口庶務科長  
自然環境局 国民公園室 田中室長  
山本国民公園専門官

（事務局）

後藤事務局長、平井企画官

○事務局 それでは、ただいまから第722回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、「環境省皇居外苑の維持管理業務」の実施要項（案）について、環境省自然環境局皇居外苑管理事務所、黒川所長から御説明をお願いしたいと思います。

○黒川所長 よろしく願いいたします。今、御紹介いただきました、皇居外苑管理事務所長の黒川と申します。

それでは、これから「皇居外苑の維持管理業務」民間競争入札実施要項（案）につきまして、御説明させていただきます。実施要項案とほかにお手元に「環境省皇居外苑の維持管理業務の概要」という1枚紙と、あとは「皇居外苑の維持管理業務に係る契約状況等の推移」という資料があるかと思いますが、そちらの推移のほうに沿いながら、お話しさせていただこうかと思っております。

その前に、概要の1枚紙を御覧いただければと思います。

皇居外苑につきましては、こちらにも書いてありますように、戦後、昭和22年の閣議決定におきまして、旧皇室苑地の一部を国民公園として一般に開放した公園となります。昭和44年には、今の北の丸公園も編入されているというところでございます。国民公園は、新宿御苑、京都御苑と3つございますけれども、こちらの皇居外苑の特徴としましては、皇居を取り囲む公園であるということ。それから、旧江戸城の史跡などが残って残っていて、石垣ですとか、昔の江戸時代の風情が残る独特の文化景観というものが特徴的となっております。

それで今回は、皇居外苑を含めるのですけれども、もともとこちらの公共サービス改革基本方針のほうには、既に平成30年の閣議決定で、民間競争入札の対象ということで位置づけられていたのんです。この後、コロナがありました、オリンピックの関係がありました、あとは特に皇居外苑に関しましては、オリンピックもあったということはありませんけれども、最近のインバウンドと申しますか、今までは、皇居外苑というのは特別な場所ということで、国家的行事を除く公共的な利用については、かなり限定的な部分があったというか、そういう時代がずっと続いていたのですが、このオリンピックを契機に政府の方針としても、魅力的な観光地の一部として、もっと魅力を発信していくべきではないかというようなことで、環境省内でも、いろいろと第三者の有識者の皆さんを交えた検討会ですとか、懇談会というものが開かれまして、皇居外苑、北の丸公園、それぞれに御提言をいただいているというところもございまして、昨年末に、北の丸公園の利用の在り方につきましても、報告書が出されたというようなこともありまして、今年度、この公共

サービス改革基本方針を踏まえた市場化テストを経て、来年度から民間競争入札による維持管理業務を行っていくということになりました。

概要ペーパーに、小さい地図が載っているのですけれども、なかなか見にくいのですが、一応色分けされていますので申し上げますと、これは皇居外苑の全体図でございますが、真ん中の皇居と書いてあるところと、皇居東御苑は、ここは宮内庁の管轄でございます。クリーム色です。

その周りを取り囲んでいる青い部分と、あとは北の丸公園が緑色になっております。ここが、環境省の管轄といたしますか、管理している区域ということになります。大まかに申せばそうなります。

赤と黄色とオレンジは、それぞれ道路なのですけれども、赤が国道、黄色が東京都の管理する道路、オレンジ色が千代田区が管理する道路というふうに分かれております。というところでございます。

それでは、契約状況の推移のほうで説明させていただきます。今回、民間競争入札を導入することになったのですけれども、この資料ですと令和4年度からしか書いていませんが、皇居外苑の維持管理業務につきましては、平成29年度に企画競争入札をやったのです。それ以外は、もうずっと随意契約をしております。令和2年度あたりは、もうコロナ禍になってしまって、そもそもそういう観光地としてのそういう事業が、ほぼできなくなったというような状況もありまして、入札ができないというか、入札をしても厳しいだろうという状況もありまして、ずっと随意契約というものを続けてきたところでございます。

今回から民間競争入札、会計法に基づくところの金額だけではなくて、競争参加者から御提案いただいた企画提案書と、その提案書の評価と入札価格の競争との両方を合わせたもので落札した方と契約するという、総合評価落札方式を取らせていただきます。

それで、ここでいいますと競争参加資格ですけれども、事業者の規模に応じまして、普通はA等級からD等級まで分かれていますのですけれども、こちらに関しましては、A、B、C、D全ての等級の方が、競争参加の対象になるということでございます。

こちらは、令和2年に環境省の会計課で、こういう方針を既に示しておりまして、今回はこのためだけというよりは、令和2年頃からスタートアップ企業、実力はあるのだけれども規模が小さくて、なかなか大きい契約が取れないといったような、新規参入した若い企業にもチャンスを与えようというような機運がありまして、経産省が先にそういうことをしていたのですが、環境省としても、役務の提供の契約につきましては、競争参加資格

は全ての等級に資格を与えますということで、こういうふうになっております。

あとは、実施要項と両方を見ながら説明を進めていきたいと思っております。

今回、実施要項の中で新規参入業者に対して、どのようなメリットがあるように工夫をしたかという点でございますけれども、引き続き契約状況の推移を見ていただきたいと思っておりますが、グループでの参加を可といたしました。今回、維持管理業務を見ていただきますと分かりますように、一瞬、公園の維持管理というと、庭園の管理だけで良いのではないかと思う方もいらっしゃるかと思うのですが、実際に実施していただく事業としましては、全体のマネジメントを行っていただくということもございまして、実施要項ですと4ページから書いてございます。まず、全体のマネジメントを行っていただく。それから、苑内の管理運営業務としましては、庭園管理、清掃、それから巡視、利用指導、電気検針等々、ここでいうと7つの管理業務がございまして、今年度までは、これらの業務を委託業務として委託費を払って行っていたというところでございました。今回、市場化テストの導入に当たりましては、これにプラス収益業務も入れております。

これを行うことによりまして、今までも収益業務は今の受託団体にも行っていたというところですが、会計は完全に分けておりましたし、委託業務としても含めていないということでございまして、こちらの実施要項の5ページ以降に書いていますように、収益業務は、当然収益の上昇した利益で行っていただくのですが、国費は充てられません。委託費では払えませんけれども、その代わりに、この収益が上昇したのについて、収益業務に充てるのはもちろんなのですが、6ページの頭のほうに書いてありますように、管理運営業務のほうに充ててもよいということも書いてございます。もちろん、管理運営業務のどの部分に充てるかというのは、また実際に実施してみても、今後、協議をする中で実施していくということにはなるとは思いますが、収益が上げれば上がるほど、管理運営業務にも回せるということで、そうすると、逆に委託費が減らせるのかどうかというところはあるのですが、そういうことも可能になっている実施要項となっております。

それから、今回、総合評価落札方式で実施していくということで、今日は実施要項の審査をしていただいているわけなのですが、これでこの後にパブリックコメントを経て、実際に来年度の入札手続に入っていく場合に、実施要項の16ページに入札のスケジュールが書いてありますけれども、順調に行きましたら、10月上旬には入札公告を行って、その後、入札説明会、それから現場での説明会も行うということになります。それで、年内には入札に関する質疑応答を経て、企画提案書のヒアリングを12月には行うという

ような形になりまして、その後、入札をして、落札者の決定が来年、年明けの1月半ばから後半には、もうできるということになります。契約締結のスケジュールが間違っております。契約締結は、4月1日です。

そうなりますと、もう来年の1月には受託業者が決まりますので、もし現在の業者と違う業者になった場合でも、2か月間の引継ぎ期間が設けられることになるので、そこは新しい業者に代わった場合も、しっかり引継ぎをしていただいて、来年の4月1日から、きちんと管理業務を行っていただけるということになるのかと思っております。

ということで、余裕を持ったスケジュールにはなっているかと思っております。

あとは、業務責任者の資格要件というのも今回は書いておりますけれども、例えば、庭園管理業務を行う場合、仕様書のほうに書かせていただいておりますが、例えば、1級造園施工管理技士の資格を有する者を1名以上確保することというのがございます。その他の業務につきましても、大体、延べ3年以上従事した経験を有する業務責任者を、配置できることといったような条件というのが書かれております。

それからあとは、評価項目のほうです。実施要項の中で、今回はどのような内容で企画書の評価するかというのが、実施要項の21ページに書いていますけれども、皇居外苑の維持管理業務ということで、先ほど言いましたような特質、それから景観や、あとは環境省が実施している業務ですので、環境にも配慮した取組というものが、しっかりと提案されているかどうかですとか、あるいは、効率的・効果的な業務の連携方法が提案されているか。業務のコスト削減の方策がきちんと、実施可能な削減方法が提案されているかといったようなものが盛り込まれております。

総務省から御指摘を受けて途中で修正したりしたのですが、配点を、例えば新規参加者は、得点を稼ぎやすいというのでしょうか、そういう項目については、配点を高くするべきではないかというような御指摘もございまして、実施要項の22ページのこの辺りの、例えば、真ん中辺のインフォメーション業務に係る提案なのでございますが、ここは、インフォメーション業務の提案のところ、評価項目が2項目あるのですが、それぞれ10点ずつということで、インフォメーションの提案は満点を取れば20点取れるというようなことになっております。

内容的にも多様な利用者のニーズに応えられる情報提供が工夫されているかということで、これは主に最近、先ほどインバウンドの話もさせていただきましたが、外国人観光客の皆様もどんどん増えてきているという状況もありますので、外国人のお客様といいま

すと、もちろんいろいろな外国の方がいらっしゃいますので、そういう方たちのための、例えば案内板も、今までだったら日本語と英語と韓国語と中国語ぐらいだったのが、もっと例えば、アジア、アラビア圏、ヨーロッパといろいろなところの国々から来られる方たちのニーズに応えられるような、そういうアイデアとありますか、そういう情報提供策ができるかどうかというところを、ぜひ、提案していただきたいということ。あるいは、ここは障害者と書いています。障害者の方とか外国圏の方とか、いろんな方々がいらっしゃるので、利用する方、皆さんが満足して帰っていただけるような工夫ということができかどうかというところに、重きを置いております。

あとはその下の収益業務のところです。こちら、収益業務は2項目で20点満点なのですが、こちら収益が上がれば、その分は場合によっては、もちろん収益業務を賄うのですが、維持管理業務のほうに回すこともできますし、あとは、こちらの中にも書いてありますが、受託した団体の職員の皆さんの賃上げにも、この賃上げすることも大事な要素に今はなっておりますので、受託団体の職員のお給料にもしっかりと還元できるような、そういうふうな収益を上げていただきたいのですけれども、今はこういう御時世で、何でも物価高の時代なので、上げれば良いということではなくて、やはり値段が上がる、収益を上げるためには、多少は値上げもしなければいけない部分等があると思うのですけれども、それに見合った質の高いサービスが提供できるのか。いろいろな利用者のニーズに答えられる満足するサービスを、多少は値段が高くても提供できるのか、それが本当に実現可能なのかというところも考えていただきたいというのと、あとはここに書いていますけど、節電とか、脱プラスチック。ここはまさに、例えば節電というか、二酸化炭素の削減につながるような対策とか、あるいは、プラスチックを使わないで、例えば紙の食器で食品を提供する、お食事を提供するというようなことができるかどうか。そういったものも含めて、ぜひ、御提案をしていただきたいというところ。これは、新規参入業者もそうなのですが、今現在、実施していただいている団体にも、ぜひこの機に、いろいろ工夫をしていただきたい。そこで、競争が生まれることによって、良い提案が生まれて、良い管理業務ができるのではないかと考えております。

私どもも一応、新宿御苑や京都御苑のものを参考に作らせていただきましたけれども、皇居外苑の現状に合わせるというか、これからの課題でもあるのですが、皇居外苑の利用の在り方、どう利用していくかということもあるのですが、そこと並行しながら両にらみで、どのようにして利用者を増やしていくのか。皆さんに満足するサービスが提供

できるのか。あくまでもやはり皇居外苑の品性といいますか、ただ何でもイベントをすれば良いというものではなくて、やはり静寂さとか、美しい景観とかそういうものも守りつつ、どういうサービスが提供できるのかというところを考えながら、業者を選んでいきたいと思っております。

長くなりましたが、このようなところでございます。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきましたが、本実施要項案について御質問、御意見のある委員の方は、御発言をお願いいたします。

○井熊専門委員 御説明ありがとうございます。

東京の真ん中の誰もが知っている皇居の外苑の民間への委託ということで、どのような考え方で行くのか、環境省の方からも御説明がありましたが、結構まだぶれているのではないかとこのうに聞いていて思いました。仕様書を見て、いわゆる公苑の植栽等を含めた維持管理業務というところなのか、あるいは当初のお話では、冒頭のお話でありました観光者の増大等を含めて、東京の魅力を上げていくというようなところまで踏み込んでいくのかによって、求める事業者像ということも、随分変わってくるのかと思っております。

新宿御苑と違うのは、新宿御苑というのは、割と閉鎖空間的なところでの公苑なのでけれども、皇居という対象となっている地域の開放性があるところで、ほかの施設や地域との相乗効果を狙っていくのか、いかないのか等、そういうところも含めて、環境省は、どこまで踏み込んで民間事業者に求めていくかによって、少し仕様も変わってくるのかと思っております。あるいは、今年はず段階的に手堅いところから始めていくのか等、何かそういうところを決めて実施したほうが良いのではないかと思います。

その上で、そういうことを実施することには、民間とのコミュニケーションの期間が短いと思っております。パブコメをするのだけれども、例えば、説明会等を開いて、民間との意見のやり取りをして、それで求めるコンセプトや仕様を決めていくというプロセスがあっても良いのではないかと思います。

○黒川所長 ありがとうございます。

それは、入札公告を行った後には、もちろん入札説明会ですとか、あるいは現場での説明会も行うのですが、それ以外にということでしょうか。それ以外にも、もっと民間事業者とのコミュニケーションを図るような、そういう機会をつくったほうが良いのではない

かということでしょうか。

○井熊専門委員 例えば、ここで資格要件の中にも書いてある、マネジャー等の素養も、いわゆる植栽等の公苑の維持管理業務という感じなのです。観光を対象とした東京の魅力アップというふうにしていくのでしたら、例えば不動産会社や皇居周辺に大きな施設を持つ事業者等、そういったところが一体的にこの地域の魅力づけにしていきたいというような気持ちになってくるチームが必要ではないかと思います。

そういう人たちがここに関心を持つのかというのを把握した上で、それで、一番この魅力を上げてくれる人たちが評価されるためには、どういうふうにしたら良いのかという、そういうプロセスが必要なのではないかと思います。

○黒川所長 ありがとうございます。

先ほどもコメントをおっしゃっていましたが、まずは手堅く行くのか、それとも最初から、もう皇居外苑の利用の在り方というところまで踏み込んで、それを受託団体のアイデアに委ねるのかというところの部分なのですが、正直に申し上げまして、先ほど少し環境省の懇談会、検討会でも御提言いただいたという話はしたのですが、本当に今実際に、例えば今年度も、提言を踏まえた形で実証試験という言い方をしているのですが、実証試験事業を行っていかうという、まだその走りといいますか、これから行おうという段階ではあります。その中で、何でも良いわけではなくて、皇居外苑は皇居の前庭と言われますけれども、後ろに控えている北の丸にしても、やはり、北の丸だったら何でも良いのかというわけでもないですし、この皇居外苑が好きで、皇居外苑の静寂さがお好きで、それを利用するために周りに住んでいらっしゃる住民の方等もいらっしゃいますし、利用されている方もいらっしゃるので、そういう方たちにもちゃんと配慮しながら、今まで利用してくださっている、愛してくださっている方たちのためにということ考えると、まずは手堅くいくのかなという感じも非常にいたしました。

あとは、実際にあまりお話ししていないのですけれども、最近ですと、もう北の丸のほうもそうですけれども、例えば、千鳥ヶ淵の桜も、もう60年ぐらいたちますので、だんだん公苑内の木々が本当に老朽化してきているという問題もございまして、まずは安心・安全面というのをきっちり、そこをまず整備した上で、本当に安心して御利用いただくというのが、やっぱり最優先ではあります。

なので、老木はきちんと、例えば切り倒すとか、あるいは余計な雑草ですとか、景観のよろしくないようなものは刈り取っていくとか、まずはそういうところを最優先にしてい

くのかなというのは思いました。

あと、最初に言い忘れましたが、今回、総合評価落札方式で落札者が決定しましたら、令和7年から3年間の複数年契約で、維持管理業務を行っていただくということになりますので、3年の間にまたいろいろ、先ほど言ったような実証試験の実績等も見ながら、どういうふうに進めていくか、どういう利用の仕方をすれば良いのかというのは、多分やりながら変わっていくのかとっておりますので、そこと契約した後も、引き続き受託内容等も見直ししながら進めていくというのが良いのかというふうに、今、先生のお話を伺っていて思いました。ありがとうございます。

○井熊専門委員 ありがとうございます。

場所が場所なので、まずは手堅く無理のない範囲から進めていって、将来はどこまで発展させていくのかということを経営的に御検討されるということで、了解いたしました。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございます。

新規参入される業者が、参入するかどうかを検討する上で、過去の実績情報が、ある程度、充実していることが重要かと思っております。

その観点から通し番号268分の225、従来の実績情報を見ますと、駐車場も含めて、令和5年度以前が2億4,000万円ぐらいになっていまして、これに対して、下のほうで委託費の内訳が、人件費が約1億円、消耗品費が1,000万円、松の剪定費が3,000万円と管理費が1,600万円となっております。268分の230に収益事業の年間の収入と維持費が載っています。

それから、268分の229を見ますと、委託業務の従事者の年間の延べ人数なのかと思うのですが、実績が載ってまして、おおむね6,600人ぐらいとなっているのですが、これは単純に6,600人を人件費1億円で割り返すと、1人1か月1万5千円になり、30日だと、1日500円になるのです。ですから、この意味している延べ人数が何を意味しているのかということですか、トータルの時間数としてはどの程度かかったのかですか、もう少し情報がないと、どう見ても採算が取れないように読めるというか、ミスリードされるように見えますので、どの程度のリスクが取れるかという判断材料が、もう少し充実させる必要があるのではないかと思っております。

ですから、人件費につき、どういう計算、どれぐらいの実績、時間数や人数が、兼務している方は入っているのかどうか分からないのですが、どういう換算の仕方をしているのか。例えば、1日7時間や8時間働いた人を1とカウントしている等、その辺をもう少し

し明らかにしていただく必要があるかと思えます。

それからこの委託費の中で、事業者が負担すべきコストが何なのかということが、もう少し明確にすると良いかと思えます。人件費で清掃や管理費がかかり、光熱費がかかり、土地の賃借料がどの程度かかるのか。土地・建物について、国営財産使用料等や再委託費等で、樹木剪定費がかかる等、負担しなければならない項目に関しては、網羅的にどこかで示していただければ良いのではないかと考えております。

最後に、この金額の換算から見ると、どう見ても収益事業で得られた収益を委託費、本来の管理業務に充当しないと採算が取れない業務のように見えます。268分の231のほうを見ますと、収益事業は、おおむね五、六億円ぐらいの駐車場や食堂収入があって、ここの維持管理が五、六千万円となっていますので、このお金をどの程度つぎ込まないと、そもそも業務ができないのかというところが、やはり新規参入者には全く見えないと、何か途方もない赤字が出そうな業務だと思った時点で、なかなか手を挙げづらいのではないかと感じました。

したがって、委託費のところで行う管理業務に、どのような費目がかかるのかという網羅性と、人件費を積算できるように従事実績等、もう少し分かりやすくしていただければと感じました。

○黒川所長 どうもありがとうございます。いろいろ鋭い御指摘といたしますか、ありがとうございます。

今までと、多分やり方が変わる部分もあるので、過去の実績を正直ベースでもちろん出しているのですが、これを出すことによって、新規参入されようと思っている方が、かえって運営の難しさを感じてしまうというようなことであれば、もう少し分かりやすく分析したような資料が提供できないかどうか、急ぎ、内部で検討させていただきたいと思えます。どうもありがとうございます。

○宮崎専門委員 ぜひよろしく申し上げます。

○小尾副主査 説明ありがとうございます。

今回は総合評価に移行するという事だと思っておりますが、総合評価の評価項目について、新規参入の人たちが何を書けば良いのか。これは、企画書のようにになっているわけですが、何を書けば良いのかというのが、現在書かれている評価項目の内容と、分かりづらいかと思えます。

ここを書き直すとなると、手間がかかるかと思っておりますけれども、これらの項目につ

いて、要は環境省がどういうことを望んでいるのか。つまり、どういう課題が現行あって、どういうことが問題になっていて、こういう提案をしてほしいというのが、多分あると思うのです。そうでないと評価できないと思います。

そういうところを、例えば説明会の場等、そのほか何かの機会というのを設けて、きちんと応札してくるであろう事業者に伝えていくということをしていかないといけないのではないかと思います。今の内容だと何を提案して良いのか分からないから、何か一般的な提案が来てしまって、環境省が思っている、こういうものを提案してほしいというのが出てこない可能性が少しあるかと思しますので、その部分については、少し考慮いただければと思います。よろしくお願いします。

○黒川所長 ありがとうございます。ぜひそのように、説明会の機会等で御説明をきちんとできるようにしていきたいと思えます。どうもありがとうございます。

○関野主査 御説明ありがとうございました。

ほかの先生方もおっしゃったとおりだと思うのですが、何を望んでいらっしゃるのかが、少し分かりづらいかと思えました。

具体的な質問でいきますと、268分の14ページに要件が書いてございまして、先ほども御説明があったとおり、令和元年度以降において、国営・都市公園などの全体のマネジメント業務を実施した実績を1件以上有すること等記載してございますけれども、御自身がコロナの影響があったので、過去の実績は2017年度、2018年度、2019年度を入れたという御説明がありましたが、求める要件も3年くらい前の実績は記載できないのでしょうか。コロナなので、多分ほかの事業者も全く実施していないのではないかと考えたのですけれども、それはいかがでしょうか。

○黒川所長 ありがとうございます。

おっしゃるように検討させていただきます。どうもありがとうございます。

○関野主査 ありがとうございます。

現実にマネジメント業務を実際に行ったことがある事業者というのは存在するものなのではないでしょうか。つまり、新宿か京都しかないのに、それ以外に何か行ったことがある事業者がいると思っただけなのではないでしょうか。

○黒川所長 先ほどおっしゃっていただいたように、いわゆる国民公園というのは、新宿御苑と京都御苑とうちだけなのではございますけれども、国営公園といった場合は、例えば、国交省が整備された公園は国営公園というふうに呼びます。そういうところもありまして、国民

公園だけにならないようにといたしますか、環境省の運営している公園に狭めないような表現にしたつもりでございます。もし誤解があるようでしたら、そのようなつもりで、国営・都市公園というのは、そういう趣旨で書いてございます。

ただ、大規模公園自体が少ないだろうと言われてしまうと、またそうなのですけれども、申し訳ございません。

○関野主査 一般社団法人自然環境共生技術協会の会員というのは、何者ぐらいいらっしゃるのですか。

○森川次長 皇居外苑事務所の森川と申します。

自然環境共生技術協会の具体的な会員数は、ちょっと定かではないのですが、20数者とかそのぐらいだったというふうには記憶していますけれども、具体的な数字については、また後ほど御紹介したい、説明したいと思います。

○関野主査 ありがとうございます。かなり複数あれば問題ないとは思いました。ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 御審議ありがとうございました。

御指摘いただいた点におきまして、情報開示のところ、事業者が負担するコストについての項目を整理する等、収益事業のお金を、どの程度、委託につぎ込めるのかですとか、また、従事実績においては、事業者が積算できるようなものに、分析をする必要があるのではないかとこのところ、環境省のほうに御検討いただけるということで、検討結果を、また改めて御報告させていただきたいと思います。

あと次にコロナの影響について、情報開示では考慮しているのですが、資格要件のところ、令和元年度以降においてというふうになっているところは、コロナの影響を考慮するなら、もう少し前からにしても良いのではないかとこのところ、この要件についても、検討いただけるということで、後日、御報告させていただきたいと思います。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、本日の審議を踏まえまして、環境省におきまして、引き続き御検討いただきまして、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○黒川所長 ありがとうございました。

(環境省 退室)

— 了 —